

愛知目標

| 戦略目標 | 個別目標 |
|---|---|
| A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する | 1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する |
| | 2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる |
| | 3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、または改革され、正の奨励措置が策定・提供される |
| | 4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する |
| B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する | 5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する |
| | 6 水産資源が持続的に漁獲される |
| | 7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される |
| | 8 汚染が有害でない水準まで抑えられる |
| | 9 侵略的外来種が制御され、根絶される |
| | 10* サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する |
| C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する | 11 陸域の17%、海域の10%が保護地域などにより保全される |
| | 12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される |
| | 13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される |
| D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する | 14 自然の恵みが提供され、回復・保全される |
| | 15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する |
| | 16* ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される |
| E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する | 17* 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する |
| | 18 伝統的知識が尊重され、主流化される |
| | 19 生物多様性に関する知識・科学技術が改善される |
| | 20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在の水準から顕著に増加する |

* 2015年が達成年となっている目標

生物多様性分野における今後の10年のイメージ

